

北栄町教育大綱

(第4期版)

～学びを通して 夢を実現する人づくり～

令和8年3月

北 栄 町

策定の趣旨

本町では、平成 27 年 4 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策となる「北栄町教育大綱」を定め、4 年ごとの見直しを行いながら、本町の教育行政の方向性や目標を明確にして教育政策に取り組んでまいりました。

このたび第 3 期の期間終了に伴い、第 4 期となる北栄町教育大綱を策定しました。令和 8 年度から 5 年間、この大綱に基づき、学校、家庭、地域、行政が連携のもと、大綱の基本理念である「学びを通して 夢を実現する人づくり」をめざします。

まちの将来像

人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち

美しい白砂青松と肥沃な黒ぼく大地などの恵まれた自然環境や、永年培われてきた歴史や伝統、文化など誇るべき財産を守り、北栄町が確実に前進し、町民一人ひとりが物理的な豊かさはもちろんのこと、安心して心豊かに暮らしていることを実感するまちをめざします。

教育大綱の基本理念

学びを通して 夢を実現する人づくり

豊かな自然と一人ひとりが大切にされる環境の中で、子どもから高齢者までのすべての町民が、自分の目標に向かって楽しく学ぶことにより、持てる力を高め、新しい学びを習得し、幸せで、充実した人生、より良い社会、魅力ある地域を創っていくために、自分の夢を実現することのできる「人づくり」をめざします。

基本目標

I 「子育てなら北栄町」

楽しみながら子どもを育てることのできる家庭・地域・こども園・保育所をめざします。

II 「教育なら北栄町」

学び合いながら子どもや青少年が夢や志を持つことのできる学校をめざします。

III 「住み続けるなら北栄町」

町民みんながいきいきと暮らすことのできる活力ある地域づくりを進めます。

基本計画の期間

計画の期間は令和 8 年度～令和 12 年度までの 5 年間

重点施策

■基本目標 I 「子育てなら北栄町」

基本施策 I ー① すこやかな発育支援

令和 8 年 4 月に開設したこども家庭センターを中心に、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉との一体的な相談支援を行います。

発育、発達が心配される子どもや養育環境の課題を早期から把握し、サポートプランに基づく支援が行えるよう、相談・支援の体制を充実し、関係機関との連携を強化します。

発達に支援を必要とする子どもが住み慣れた地域で安心して生活し、自立と社会参加を促進するため、保健・医療・福祉・教育等の機関が連携し、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を切れ目なく行います。

基本施策 I ー② 未就園乳幼児への支援

未就園乳幼児を育てる子育て家庭の状況把握に努め、子どもたちが健やかに成長できるよう、訪問相談員や保健師による乳幼児家庭全戸訪問を行います。

乳幼児とその保護者同士の交流の場を提供する子育て支援センターでは、子育てに対する不安解消のため、各種の相談に応じたり、子育てに関する情報を発信したりします。

基本施策 I ー③ 幼児教育・保育の充実

こども園内外における研修機会の確保と内容の充実を図り、保育教諭等の資質向上に努め、一人ひとりの発達に応じた質の高い幼児教育・保育を行います。

保育教諭に負担となっている一般事務の見直しを進め、教育・保育に関わる時間を増やします。

基本施策 I ー④ 子育て家庭の支援

子育てと仕事が両立しやすい家庭環境となるよう、各種保育サービスを継

続して行います。

経済的な支援として、家庭で子育てを行う世帯への支援を引き続き行います。保育料については、低所得世帯や多子世帯の軽減を行います。

家庭や学校に居場所のない子どもが安心してすごせる居場所づくりを進め、多様な課題に応じた支援を行います。

虐待等の通告を受理した要支援児童等は関係機関と情報共有し支援するとともに、早期発見と早期対応に努め、虐待防止のための啓発を継続して行います。

親として子育てに関わることの楽しさと必要性について、積極的に啓発するとともに、男性が育児に関わることの大切さについて啓発します。

基本施策Ⅰ－⑤ 地域社会で関わる子育て支援

多くの人が子育てに関わり、子育て家庭を支え、子育てしやすい環境や地域の中で助け合う体制づくりを進めます。

次世代に親となる児童・生徒、若年層へ、子育ての意識づくりを進め、親育ちを支援します。

■基本目標 Ⅱ「教育なら北栄町」

基本施策Ⅱ－① 確かな学力を育む教育の推進

学校では、主体的・対話的で深い学びを通して、身につけた基礎的・基本的な知識・技能を駆使して、探究的に粘り強く問題を解決し、よりよいコミュニケーションを図るための力を育成します。

タブレット端末や ICT 機器を効果的に活用し、学習理解の向上が図られる授業を展開します。

教職員が子どもたち一人一人の指導に向き合えるよう、教育DXの推進等による業務の効率化など、学校現場における働き方改革を進めます。

基本施策Ⅱ－② 豊かな心と社会性を育む教育の推進

子どもたちの豊かな情操や規範意識、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動等の充実を図り、誰一人取り残さない教育活動をおこなうため

の環境整備を行います。

児童・生徒の対応やいじめ防止のため SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用し、また、校内教育支援センターの設置やフリースクールの活用等により学びの多様性の確保のための対策を効果的に推進します。

基本施策Ⅱ－③ 健やかな体を育てる教育の充実

学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持増進を図ります。

子どもの体力の維持・向上を図るため、学校や地域における子どものスポーツ機会の充実を図ります。また、子どもの安全・安心を確保するため、防災教育を含む学校の安全に関する教育を推進します。

学校給食については、安全安心な給食の提供に努め、食育と地産地消を推進します。

基本施策Ⅱ－④ 保・こ・小・中・高連携の充実

こども園・保育所・小・中・高の連携のもと、異年齢間の交流や活動を通して、子どもの仲間づくりや連続する子どもの育ちを保障するために、教職員の連携を図り、学校間の滑らかなつながりを進めます。

基本施策Ⅱ－⑤ 特別支援教育の充実

子ども一人ひとりの発達に応じた適切な教育が受けられるよう、早期発見、早期支援を行う取り組みを進めるとともに、すべての障がいのある幼児・児童・生徒に対し、保こ小中高の滑らかな連携を図り、発達段階に応じたきめ細かな支援を行います。

発達障がいに対する理解・啓発を行い、本人と保護者が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

基本施策Ⅱ－⑥ グローバル化に対応できる教育の推進

外国に対する興味・関心をもち、英語によるコミュニケーション能力を身につけ、グローバル化の流れに対応できる人材の育成を進めます。

授業以外の場面、また学齢期以外の子どもたちにおいても外国語にふれる

機会づくりを行います。

基本施策Ⅱ－⑦ 家庭と地域社会で育む教育の推進

学校の教育活動は、家庭・地域の理解と支えがあって成り立つものであり、家庭・地域社会が課題を共有し、コミュニティスクールでの連携・協働のもとに開かれた学校教育を進めます。

子どもたちが自然や地域の文化、人の素晴らしさに触れ合うことのできる環境づくりに努め、地域の教育力を高めます。

基本施策Ⅱ－⑧ 安全で快適な教育環境の整備

学校が子どもたちに安全で安心して教育が受けられる環境となるよう整備するとともに、地域の避難場所としての機能向上のため、小中学校体育館等への空調設備の整備を進めます。

多様な学習活動に対応するため、引き続き、SDGs の理念を踏まえた環境に優しい施設整備、ユニバーサルデザイン化、情報化や図書・教材の整備など教育環境の充実を図ります。

■基本目標 Ⅲ「住み続けるなら北栄町」

基本施策Ⅲ－① 人権を尊重するまちづくりの推進

人権教育の取り組みを充実し、町民一人ひとりの基本的人権が尊重され、様々な活動や交流等をする中で多様性を認め合いながら人間性や社会性を磨き、地域で明るく豊かに暮らせる町づくりを進めます。また、体験的な人権学習や町を知る活動を通じて人権感覚を育む取組を推進します。

ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）を人権の発信拠点として、町全体に人権への理解が深まる活動の充実を図ります。

基本施策Ⅲ－② 安心で活力ある地域づくりの推進

地域での「あいさつ運動」や安全安心に暮らせる交通安全・防犯活動に取り組めます。また、青少年育成北栄町民会議との連携など、地域の教育力を活用した、子育て・家庭教育の支援を進めます。

基本施策Ⅲ－③ 青少年の健全育成の推進

挫折や困難を抱えた青少年が社会に参画できるようにするため、福祉部局や関係機関と緊密に連携・協力し、学習支援や体験活動の実施など機会の提供に努めます。

また、家庭、地域社会、関係機関が連携した取り組みを行うことにより、SNSトラブルやネット依存などの新たな課題にも対応し、青少年が健全な生活を送れるよう相談・支援・指導体制の充実に努めます。

基本施策Ⅲ－④ 親しみのもてる生涯学習の推進

個人や団体の学習活動を支援し、地域や家庭の教育力向上に努めます。

社会教育施設を拠点とした「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習機会と情報の提供に努めます。

人生 100 年時代を迎え、社会構造の変化に伴い求められる資質、能力の変化に対応でき、社会に出た後も学び続けられる環境を構築できるよう、引き続き、集う場、学びの場として公民館の機能強化を目指します。また、大栄分館の再整備を進め、新たな公民館の活用を推進します。

基本施策Ⅲ－⑤ スポーツ・文化活動の推進

スポーツクラブや文化活動をする団体等の育成を図るとともに、町民が生涯を通じて楽しく学び、多世代が交流し誰もがスポーツや文化に親しみ、健康で心豊かに暮らせる環境づくりを進めます。

基本施策Ⅲ－⑥ 暮らしに役立つ図書館づくりの推進

公民館との連携を推進し、学び（知）と情報の拠点として町民が気軽に利用でき、図書や資料の貸出や利用者への直接的なレファレンスサービス（資料相談）の実施をとおして暮らしに役立つ図書館活動を進めます。

基本施策Ⅲ－⑦ 地域を学び、まちを支える人づくりの推進

体験的な学びや地域との協働による探究的学習などを通じて、豊かな自然や先人たちが築いた歴史を知り、地域の持っている魅力、地域の課題や地域の将来展望を学ぶことにより、まちに愛着や誇りを持ち、地域に貢献する志の高い人材の育成を進めます。